

《第8回定時株主総会招集ご通知》

証券コード 130A

2024年2月22日

(電子提供措置の開始日 2024年2月20日)

株 主 各 位

東京都品川区西五反田一丁目11番1号

株式会社 Veritas In Silico

代表取締役社長 中 村 慎 吾

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第8回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.veritasinsilico.com/>)

上記ウェブサイトアクセスして、「IR 情報」「IR ライブラリ・株主総会関連資料」の順に選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折返しご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月14日（木曜日）午後3時
2. 場 所 東京都品川区西五反田一丁目11番1号 当会社3階会議室
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項 第8期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 資本金の額の減少の件  
第2号議案 取締役4名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
4. その他招集にあたっての決定事項  
議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 資本金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

なお、減少する資本金の額は2024年2月7日を払込期日とする公募増資により増加する資本金の額368,000,000円を含めております。

1. 減少する資本金の額  
448,000,000円
2. 資本金の額の減少が効力を生ずる日  
2024年4月19日

第 2 号 議 案 取締役 4 名 選任 の 件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役 4 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略 歴、地 位、担 当 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-----------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | なかむら しんご<br>中村 慎吾<br>(1972年6月7日生)      | 2003年10月 武田薬品工業株式会社入社<br>2011年5月 Dow Chemical Japan 入社 営業部長補佐<br>2011年11月 Catalent Pharma Solutions 入社 事業開発<br>部長<br>2015年7月 株式会社産業革新機構入社 戦略投資ディレ<br>クター<br>2016年11月 当社代表取締役社長（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 1,400,000 株            |
| 2         | こみなみ きんいちろう<br>小南 欽一郎<br>(1967年1月20日生) | 1994年7月 英国王立癌研究所博士取得後研究員<br>1998年9月 九州大学生体防御医学研究所文部教官助手<br>2001年6月 野村証券株式会社入社、野村リサーチ・アン<br>ド・アドバイザー株式会社出向<br>2015年8月 みずほ証券株式会社入社 法人グループディ<br>レクター<br>2017年9月 テック&フィンストラテジー株式会社設立 代<br>表取締役（現任）<br>2017年9月 セルスペクト株式会社社外取締役（現任）<br>2018年6月 株式会社ペルセウスプロテオミクス社外取締<br>役（現任）<br>2018年6月 Delta-Fly Pharma 株式会社社外取締役（現<br>任）<br>2019年8月 当社社外取締役（現任）<br>2021年8月 株式会社イーガイア社外取締役（現任）<br>2021年12月 株式会社レプリテック社外取締役（現任）<br>2022年2月 株式会社 TransMed 取締役（現任）<br>2022年4月 株式会社Kインターナショナル設立 代表取<br>締役（現任）<br>2023年9月 株式会社イーガイアプログレス 社外取締役<br>（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>テック&フィンストラテジー株式会社代表取締役<br>株式会社 K インターナショナル代表取締役 | 1,610 株                |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                 | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | ※<br><br>こうだ いさお<br>甲田 伊佐男<br>(1957年5月19日)   | 2003年2月 日産化学工業（現日産化学）株式会社入社、<br>Nissan Chemical America Corporation,<br>General Manager, Pharmaceutical Division<br>2006年12月 同社本社医薬品事業部企画開発部長<br>2013年2月 MSD（米国 Merck 社の日本子会社）入社<br>Director, MRL BD & Licensing Transactions<br>（米国本社所属）<br>2017年8月 アポプラスステーション株式会社入社 国際<br>部担当部長<br>2018年12月 当社入社 事業開発部長（現任） | 一株             |
| 4         | ※<br><br>はぎわら ひろあき<br>萩原 宏昭<br>(1969年3月11日生) | 2003年6月 株式会社桧家ホールディングス入社<br>2009年4月 同社 経理部長<br>2014年2月 VTホールディングス株式会社入社、株式会社<br>日産サテオ奈良管理部長兼経営戦略部長<br>2017年10月 株式会社アイティエルホールディングス入社<br>2018年2月 同社財務担当取締役<br>2018年5月 株式会社エムエスジャパンサービス入社 執<br>行役員管理部長<br>2019年5月 当社入社 管理部財務・経理課長<br>2022年3月 管理部長兼財務・経理課長（現任）                                                     | 一株             |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 小南 欽一郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割  
小南 欽一郎氏は既に4年7ヶ月にわたり当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断しました。また、経営者として豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制の強化を期待できることから、再任をお願いするものであります。
5. 小南 欽一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年7ヶ月であります。
6. 当社は、社外取締役候補者の小南 欽一郎氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。小南 欽一郎氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

7. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

**第 3 号 議案 補欠監査役 1 名選任の件**

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                                                              | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数                        |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">ごうだ じゅん<br/>合田 潤<br/>(1973 年 8 月 20 日生)</p> | <p>1997年 中央監査法人入所<br/>2007年 有限責任あずさ監査法人入所<br/>2016年 KPMG インド・チェンナイ事務所<br/>2020年 ごうだ国際会計事務所代表 (現任)<br/>有限会社ジェイワイ不動産・会計オフィス取締役 (現任)<br/>2022年 JG コンサルティング合同会社代表社員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>ごうだ国際会計事務所代表<br/>JG コンサルティング合同会社代表社員</p> | <p style="text-align: center;">一株</p> |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 合田 潤氏は補欠の社外監査役候補者であります。就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
3. 合田 潤氏を補欠の社外監査役候補者として選任する理由は、同氏の公認会計士として培った専門的な知識・経験を生かして、当社における効果的な監査の実施を期待したためであります。同氏は、その経験と見識から社外監査役としての職務を適切に遂行するものと判断しております。
4. 合田 潤氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。
5. 当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。合田 潤氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

(添付書類)

事業報告

|                    |
|--------------------|
| 2023 年 1 月 1 日から   |
| 2023 年 12 月 31 日まで |

## 1. 会社の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、大幅な円安の進行や地政学的リスクを背景とした物価上昇による個人消費の停滞など先行きが不透明な状況が続いていますが、金融緩和の継続による企業業績やインバウンド需要の回復が景気を下支えました。

医薬品業界においては、世界の医薬品市場が拡大する中、日本では医薬品市場の魅力低下に伴うドラッグ・ラグ及びドラッグ・ロスの顕著化と医薬品の供給不安が問題視された 1 年となりました。新薬開発においては、創薬モデルティ（医薬品の創薬基盤技術の方法・手段の分類）が多様化する一方、近年の科学技術の発展に伴い低分子医薬品でアプローチ可能な創薬標的が拡大したことなどにより、世界的に低分子新薬の開発への期待が高まっております。

このような状況のもと、当社は創薬プラットフォーム「ibVIS<sup>®</sup>」を活用し、製薬会社との共同創薬研究を通じて mRNA 標的的低分子医薬品の創出に取り組むプラットフォーム型ビジネスを展開してまいりました（① mRNA 標的的低分子創薬事業）。また、当社の mRNA 関連創薬の取組みにも進展がありました（② その他の mRNA 関連創薬事業）。

## ① mRNA 標的的低分子創薬事業

当社の mRNA 標的的低分子創薬事業では、東レ株式会社、塩野義製薬株式会社、ラクオリア創薬株式会社（以下「ラクオリア創薬」という）、及び武田薬品工業株式会社（以下「武田薬品」という）との共同創薬研究が進行中であり、当事業年度における主な進捗は以下のとおりであります。

当社と武田薬品は、2023 年 6 月に武田薬品が重点疾患領域に定める複数の遺伝性疾患に対して、mRNA を標的とする低分子医薬品の創出を目的とした新規共同創薬研究契約を締結しました。本契約では、創薬研究の初期から上市・販売にいたる全ての経済条件を定めており、本契約の締結に伴い当社が保有するプラットフォーム技術へのアクセスフィーとしての契約一時金にくわえ、研究支援金を武田薬品より取得しました。

当社とラクオリア創薬は、2022 年 12 月より、ラクオリア創薬が定めるがん疾患に対して mRNA を標的とする低分子医薬品の創出を目的とした共同創薬研究を実施しております。2023 年 12 月には、本共同創薬研究において事前に定めた研究マイルストーンを達成したことから、マイルストーン収入をラクオリア創薬より受領しました。

## ② その他の mRNA 関連創薬事業

核酸医薬品をはじめとした mRNA 関連創薬については、今なお技術開発が必要な分野があり、現時点において幅広い治療ニーズに十分応えられているとはいえません。

当社と三菱ガス化学株式会社（以下「三菱ガス化学」という）は、2023 年 12 月、核酸医薬品の研究・開発・製造を目指して共同研究契約の締結に向けた検討を開始することに合意いたしました。三菱ガス化学の 2024 年度から始まる次期中期経営計画「Grow UP 2026」においても“医・食”分野での事業を拡大する方向

性が立案されていることから、核酸医薬品に関する共同研究契約の締結に向けた協議を進めてまいります。

以上のことから、当事業年度の事業収益は 360,356 千円（前年度は 178,801 千円）、事業費用は研究開発費 136,552 千円（前年度は 148,332 千円）を含む 322,733 千円（前年度は 317,711 千円）となりました。この結果、営業利益は 37,623 千円（前年度は 138,909 千円の営業損失）、経常利益は 35,898 千円（前年度は 138,455 千円の経常損失）、当期純利益は 33,048 千円（前年度は 141,381 千円の当期純損失）となりました。

なお、当社は創薬プラットフォーム事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## （2）対処すべき課題

### ① 持続的・安定的な事業収益の獲得

当社は、mRNA 標的 low molecular weight 創薬で事業提携している製薬会社のニーズを適宜把握し対応することで、滞りなく共同創薬研究を前進させるとともに、その成果を新規の製薬会社との事業提携につなげることで、持続的・安定的な事業収益の獲得を目指します。

### ② 優秀な人材の確保・育成

当社の事業を大きく発展させるためには、RNA 研究に関する高い専門性や豊富な創薬研究経験を有する人材、及び事業開発の拡大に資する人材が必要となります。当社は、当社ウェブサイトの充実や人材紹介サービス会社の積極的な活用により、優秀な人材の確保に努めます。さらに、従業員が働きやすく、業務を通じて成長できるような環境を整備することで、当社の将来を担う人材の育成に努めます。

### ③ 技術競争力の強化

当社が取り組む mRNA 標的 low molecular weight 創薬の領域は、今後、国内外のバイオテック企業や製薬会社との競争の激化が予想されます。このような状況の中、当社は、製薬会社との共同創薬研究及び自社研究を通じて蓄積した知見を当社のプラットフォーム技術にフィードバックするとともに、大学との共同研究や他社との業務提携等により新技術を積極的に取り込むことで、プラットフォームの機能拡充による技術競争力の強化を図ります。

### ④ 事業領域の拡大

当社は、製薬企業との共同創薬研究及び自社研究を通じて、mRNA 解析技術を飛躍的に向上させました。mRNA 標的 low molecular weight 創薬にとどまらず、核酸医薬品の創出や mRNA 医薬品の設計など、新たな事業領域の拡大の可能性について検討します。

### ⑤ 知的財産の保護

当社は、競争力の確保や将来の事業展開のため、当社独自の創薬技術の権利化及び自社開発した各種ソフトウェアの秘匿化を進めています。引き続き、専門分野の弁理士・弁護士と連携しながら、新規技術の権利化や新規ソフトウェアの秘匿化に努めます。

### ⑥ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、急速に事業を拡大しており、上場後はさらなるコーポレート・ガバナンスの強化が課題となります。当社は、役員による業務執行に係る適正な意思決定を行い、法令や社内規程を遵守し、健全性と透明性の高い経営体制の構築に努めます。

## (3) 財産及び損益の状況

| 区分                           | 第5期<br>(2020年12月期) | 第6期<br>(2021年12月期) | 第7期<br>(2022年12月期) | 第8期<br>(当事業年度)<br>(2023年12月期) |
|------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 事業収益(千円)                     | 13,326             | 59,330             | 178,801            | 360,356                       |
| 経常利益又は経常損失(△)(千円)            | △297,034           | △240,082           | △138,455           | 35,898                        |
| 当期純利益又は当期純損失(△)(千円)          | △297,905           | △232,319           | △141,381           | 33,048                        |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円) | △68.00             | △51.92             | △25.70             | 6.01                          |
| 総資産(千円)                      | 596,249            | 1,754,789          | 1,598,576          | 1,655,531                     |
| 純資産(千円)                      | 516,291            | 1,683,971          | 1,542,590          | 1,575,639                     |
| 1株当たり純資産額(円)                 | △117.84            | 306.10             | 280.40             | 286.41                        |

(注) 2023年7月31日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付でA種優先株式590,657株、B種優先株式500,000株及びC種優先株式560,000株をすべて普通株式に変更しております。これにより発行済株式総数のうち普通株式が1,650,657株増加しております。また、2023年7月31日開催の取締役会決議により、2023年8月17日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式から普通株式への変更並びに株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

## (4) 主要な事業内容

当社は、メッセンジャーRNA(mRNA)を標的とする低分子医薬品の創出に取り組んでおり、mRNA標的分子創薬でより多くの医薬品を患者の皆様にお届けするため、当社独自の創薬プラットフォーム「ibVIS<sup>®</sup>」を活用し、複数の製薬会社と共同で創薬研究を実施する「プラットフォーム型」のビジネスを展開しております。

## (5) 主要な営業所

| 名称  | 所在地       |
|-----|-----------|
| 本社  | 東京都品川区    |
| 研究所 | 神奈川県川崎市幸区 |
|     | 新潟県新潟市秋葉区 |

## (6) 従業員の状況(2023年12月31日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 15名  | 1名増    |

## (7) その他の会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年2月8日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。これに伴い行った増資により、資本金は458,000,000円となりました。

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,000,000 株  
 (2) 発行済株式の総数 5,501,314 株  
 (3) 株主数 19 名  
 (4) 大株主(上位 10 名)

| 株 主 名                                                             | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| 中村 慎吾                                                             | 1,400,000 株 | 25.4%   |
| 三菱瓦斯化学株式会社                                                        | 731,256 株   | 13.3%   |
| NewLifeScience 1号投資事業有限責任組合 無限責任組<br>合員 NewLifeScience 1号有限責任事業組合 | 556,444 株   | 10.1%   |
| 三菱 UFJ ライフサイエンス 1号投資事業有限責任組合 無限責<br>任組合員 三菱 UFJ キャピタル株式会社         | 512,640 株   | 9.3%    |
| 上村 孝                                                              | 400,000 株   | 7.3%    |
| IE ファスト&エクセレント投資事業有限責任組合 無限責任組<br>合員 イノベーション・エンジン株式会社             | 344,000 株   | 6.3%    |
| 梨本 正之                                                             | 298,390 株   | 5.4%    |
| 名古屋大学・東海地区大学広域ベンチャー1号投資事業有限<br>責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社      | 285,834 株   | 5.2%    |
| エムスリー株式会社                                                         | 240,000 株   | 4.4%    |
| みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合 無限責任組<br>合員 みずほキャピタル株式会社                     | 166,666 株   | 3.0%    |

## 3. 会社の新株予約権に関する事項

## (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| 区分                | 割当日             | 新株予約権<br>の数 | 目的となる株式<br>の種類及び数 | 行使価額            | 行使期間                        | 保有者<br>数   |
|-------------------|-----------------|-------------|-------------------|-----------------|-----------------------------|------------|
| 取締役(社外<br>取締役を除く) | 2018年<br>6月29日  | 60,000個     | 普通株式<br>120,000株  | 1株につき<br>364円   | 2020年6月29日～<br>2028年6月28日   | 2人<br>(注)1 |
| 社外取締役             | 2019年<br>10月31日 | 23,000個     | 普通株式<br>46,000株   | 1株につき<br>900円   | 2021年8月23日～<br>2029年8月22日   | 1人         |
| 監査役               | 2019年<br>10月31日 | 2,000個      | 普通株式<br>4,000株    | 1株につき<br>900円   | 2021年8月23日～<br>2029年8月22日   | 1人         |
| 社外取締役             | 2020年<br>9月30日  | 656個        | 普通株式<br>1,312株    | 1株につき<br>1,050円 | 2022年9月19日～<br>2030年9月18日   | 1人         |
| 取締役(社外<br>取締役を除く) | 2021年<br>12月24日 | 56,000個     | 普通株式<br>112,000株  | 1株につき<br>1,250円 | 2023年12月15日～<br>2031年12月15日 | 3人         |
| 社外取締役             | 2021年<br>12月24日 | 6,222個      | 普通株式<br>12,444株   | 1株につき<br>1,250円 | 2023年12月15日～<br>2031年12月15日 | 1人         |

(注) 1. 取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍時に付与されたものです。

2. 当社は、2023年8月17日付で1株を2株とする株式分割を行っているため、上記新株予約権の数、目的となる株式の数及び行使価額は、当該株式分割後の新株予約権の数、目的となる株式の数及び行使価額を記載しております。

3. 上記の新株予約権の払込金額に関しては、すべて払込を要しないものとしております。

4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、及び使用人、並びに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社及び関連会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを必要とする。ただし、当社が特に行使を認めた場合は、この限りではない。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ④本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑤新株予約権者は、次のいずれかの事由に該当した場合、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
  - (i) 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - (ii) 当社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合
  - (iii) 当社の書面による承諾を事前には得ることなく当社の同業他社の役職員に就いた場合
  - (iv) 在任・在職中に故意又は過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与え、もしくは信用を毀損した場合

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地位      | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                             |
|---------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 中村 慎吾  |                                                                                          |
| 取締役     | 上村 孝   | 事業本部長                                                                                    |
| 取締役     | 松岡 弘之  | 管理本部長                                                                                    |
| 取締役     | 小南 欽一郎 | テック&フィンストラテジー株式会社 代表取締役<br>株式会社 K インターナショナル 代表取締役                                        |
| 取締役     | 小川 博史  | 三菱瓦斯化学株式会社 執行役員研究統括担当、<br>研究統括部長                                                         |
| 取締役     | 藤波 亮   | 新生キャピタルパートナーズ株式会社 パートナー                                                                  |
| 取締役     | 長谷川 宏之 | 三菱 U F J キャピタル株式会社 執行役員ライフサイエ<br>ンス部長                                                    |
| 取締役     | 松本 尚   | イノベーション・エンジン株式会社 インベストメント・パー<br>トナー                                                      |
| 常勤監査役   | 鈴木 貞雄  |                                                                                          |
| 監査役     | 廣岡 穰   | 廣岡公認会計士事務所 代表                                                                            |
| 監査役     | 若林 美奈子 | Orrick, Herrington & Sutcliffe LLP / オリック東<br>京法律事務所・外国法共同事業 東京オフィス 弁<br>護士 (グローバルパートナー) |

- (注) 1. 取締役小南欽一郎氏、取締役小川博史氏、取締役藤波亮氏、取締役長谷川宏之氏及び取締役松本尚氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役鈴木貞雄氏、監査役廣岡穰氏及び監査役若林美奈子氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役鈴木貞雄氏は金融機関における長年の経験があり、監査役廣岡穰氏は公認会計士の資格を有しております。両氏ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役小南欽一郎氏、監査役廣岡穰氏及び監査役若林美奈子氏の重要な兼職先である法人等と当社の間には、取引その他記載すべき特別な関係はありません。
5. 小川博史氏、藤波亮氏、長谷川宏之氏、松本尚氏は、2023 年 8 月 18 日開催の臨時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は2023年3月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役の個人別の報酬等は、当社全体の業績を俯瞰している代表取締役社長である中村慎吾氏が各取締役の担当業務の評価を行い、取締役会が決定した方針に従って決定されていることから、取締役会としても、当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、役員規程に基づき、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定金銭報酬とし、地位、職責等に応じるとともに、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し、定時株主総会後に開催される取締役会にて決定するものとしております。

c. 業績連動報酬等に係る業績指標等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、賞与として毎年一定の時期に支給することとしております。目標となる業績指標とその値は、年度予算及び中期経営計画と整合するように設定し、環境の変化に応じて、適宜取締役会で見直しを行うものとしております。なお、業績連動報酬等の支給については、原則として当社業績が黒字化することを前提とし、黒字化した場合、改めて、取締役会において検討を行うものとしております。

d. 取締役の個人別の報酬等の額に対する業績連動報酬等の額の割合とその額の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、取締役会において検討を行うこととしております。

e. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定は、取締役会にて決議した当該決定方針に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役社長がこれを決定することとしております。

② 監査役の個人別の報酬等についての決定方針に関する事項

監査役の報酬に関する方針は、監査役の協議により決定しております。監査役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬（基本報酬）のみとしており、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査役の協議により個別の報酬額を決定し

ております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2023年8月18日開催の臨時株主総会において年額5億円以内（うち、社外取締役年額5千万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該決議時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は5名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2023年8月18日開催の臨時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該決議時点の監査役の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長である中村慎吾が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しており、その権限の内容は、取締役の個人別報酬等のうち、固定報酬及び業績連動報酬等の各取締役に対する付与額の決定であります。権限を委任した理由は、各取締役の職責や業績への貢献度等を公平公正に評価するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう社外取締役の関与・助言を得て客観性・公平性を担保する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額(千円)     |          |          | 対象となる役員<br>の員数(人) |
|------------------|--------------------|--------------------|----------|----------|-------------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                   |
| 取締役(うち社<br>外取締役) | 49,680<br>(2,400)  | 49,680<br>(2,400)  | —<br>(—) | —<br>(—) | 4<br>(1)          |
| 監査役(うち社<br>外監査役) | 8,600<br>(8,600)   | 8,600<br>(8,600)   | —<br>(—) | —<br>(—) | 3<br>(3)          |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 58,280<br>(11,000) | 58,280<br>(11,000) | —<br>(—) | —<br>(—) | 7<br>(4)          |

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては11頁「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

## ② 社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

| 区分    | 氏名     | 主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                               |
|-------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役   | 小南 欽一郎 | 当事業年度に開催された取締役会 17 回のうち全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、バイオテクノロジー分野のベンチャービジネスに関する豊富な知識と経験を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、業務執行の監督等に十分な役割を果たし、客観的・中立的立場から経営に有用な助言を適宜行っております。 |
| 取締役   | 小川 博史  | 2023 年 4 月 1 日の就任後 2023 年 8 月 18 日に退任するまで取締役会 5 回のうち全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、業務執行の監督等に十分な役割を果たし、経営に有用な助言を適宜行っております。                                                        |
| 取締役   | 藤波 亮   | 2023 年 8 月 18 日に退任するまで取締役会 10 回のうち全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、業務執行の監督等に十分な役割を果たし、経営に有用な助言を適宜行っております。                                                                          |
| 取締役   | 長谷川 宏之 | 2023 年 8 月 18 日に退任するまで取締役会 10 回のうち全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、業務執行の監督等に十分な役割を果たし、経営に有用な助言を適宜行っております。                                                                          |
| 取締役   | 松本 尚   | 2023 年 8 月 18 日に退任するまで取締役会 10 回のうち全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、業務執行の監督等に十分な役割を果たし、経営に有用な助言を適宜行っております。                                                                          |
| 常勤監査役 | 鈴木 貞雄  | 当事業年度に開催された取締役会 17 回のうち全てに出席し、常勤の監査役として日常の監査活動を行い、また、当事業年度に開催された監査役会 17 回のうち全てに出席し、監査役会の議長として議案・審議等につき必要な発言を行っております。                                                                 |
| 監査役   | 廣岡 穰   | 当事業年度に開催された取締役会 17 回のうち全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会 17 回のうち全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                                                                          |
| 監査役   | 若林 美奈子 | 当事業年度に開催された取締役会 17 回のうち全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会 17 回のうち全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                                                                            |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 17 百万円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 18 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法の規定に準じる監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会が東陽監査法人の報酬等について同意した理由は、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性及び妥当性について必要な検証を行い、これらについて適切であると判断いたしましたためであります。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると判断する場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性等の観点から会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2020 年 12 月 18 日開催の取締役会において会社法第 362 条及び会社法施行規則第 100 条に基づき、業務の適正を確保する体制整備に向けた基本方針を決定し、2021 年 12 月 14 日及び 2024 年 1 月 15 日開催の取締役会において一部改定いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

(注) 下線部分は改定箇所であります。

### (1) 業務の適正を確保するための体制の概要

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - A) 「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び従業員は定められた社内規程に従い職務を執行する。
  - B) 取締役及び従業員の職務の適法性を確保するため、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提条件であるとの認識のもと、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスを確保するための体制として、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライ

アンス委員会を設置し、取締役及び従業員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的实施を通じ、全社的なコンプライアンス意識の醸成に努める。

- C) 内部監査担当部署は、当社における各部門及び各拠点を対象に、当社の取締役及び従業員の職務執行の適正性・適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、同部署は必要に応じて監査役会及び監査法人と情報連携を図り、効率的な内部監査の実施に努める。
  - D) 法令違反その他法令上の疑義のある行為等の早期発見・予防等を目的として、社外の通報窓口も設けた内部通報制度を整備するとともに、通報者の保護を徹底する。
  - E) 反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力を断固として排除、遮断することを全社に周知徹底し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制の整備強化を図る。
  - F) コンプライアンス違反者に対しては、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」及び「就業規則」等に基づき厳正に処分を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- A) 取締役の職務の執行に関わる議事録、決裁書、契約書その他の重要な書類については、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」、「情報資産及び機密情報管理規程」等の社内規程に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役会議事録及び付議資料等を取締役及び監査役が、これらの情報を必要に応じて随時閲覧できる体制とする。
  - B) 会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設けるとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適切に開示する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- A) 適切なリスク管理を行うため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、リスク管理に関する全般の方針を定める。
  - B) 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会において、事業経営に重大な影響を及ぼすリスクを評価・選定し、対応策を検討・実施するとともに、有事に備え「事業継続計画（BCP）」を定め、有事が発生した場合には迅速かつ適切に対応する体制を整備する。
  - C) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会におけるリスク管理に関する審議結果は、必要に応じて取締役会に付議又は報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- A) 執行役員制度を導入し、代表取締役以下の業務執行取締役の業務執行機能を補佐し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図る。
  - B) 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的に行うため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、取締役及び従業員の職務権限を定め、必要に応じ下位者に職務権限を委譲し、適正な職務権限に従った効率的な業務の遂行を行う。
  - C) 事業活動における意思統一を図るため、取締役会は中期経営計画を策定し、年度ごとの予

算を設定する。取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現する。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内供統制に関する基本方針を制定し、適切な財務情報を作成するために必要な体制・制度の整備・運用を組織的に推進するとともに、統制活動の有効性について継続的に評価し、必要に応じて統制活動の見直しを図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

A) 監査役がその職務を補助すべき従業員たる補助者を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて、専任又は兼任の補助者を置くものとする。

B) 監査役の補助者に関する人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の了解を得て行うものとする。

C) 監査役の補助者がその職務を遂行するに当たっては、監査役の指揮、命令にのみ服するものとする。

⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制

A) 取締役及び従業員は、監査役から業務の遂行状況について報告を求められた場合や、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役又は監査役会に報告するものとする。

B) 法令、定款又は社内規程に違反する重大な事実、コンプライアンス上の重大な問題に関わる内部通報、内部監査の状況や結果を、適時適切に監査役に報告するものとする。

C) 取締役及び従業員に対し、内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

A) 監査役は、取締役会、経営会議、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会等の重要会議に出席するほか、取締役との意見交換、社内各部署からの聴取及び意見交換、資料閲覧、監査法人の監査時の立会い及び監査内容についての説明を受け、意見交換を行うものとする。

B) 監査役は、法務、会計等の専門性の高い分野について、適宜、独立して、直接弁護士、監査法人等の専門家の意見を聞き、相談することができるものとする。

C) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務の処理をするものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 法令等遵守（コンプライアンス）体制

リスクマネジメント・コンプライアンス規程を定め、これに従い設置された社長を委員長とするリスク

マネジメント・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、毎回コンプライアンスに関する協議・報告を行い、また法令等の改正に伴い社内規程の改定が必要かどうかを定期的に確認して同委員会へ報告する実務が定着しております。また、インサイダー取引防止、ハラスメント防止等の法令等遵守に関する研修を、全ての役職員に対し実施しております。また、反社会的勢力を排除するため、反社会的勢力に対しては全社を挙げて毅然とした態度で臨み、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たないことを社内研修等で徹底しております。

② 情報の保存・管理体制

取締役会等の主要会議の議事録、決裁書類、契約書類、会計書類その他の業務執行に関する重要な文書について、文書管理規程等に基づき、法令等に準拠した適切な保存期間を設定し、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存・管理しております。また、取締役会議事録及び付議資料等について、取締役及び監査役が必要に応じて随時閲覧できるようにしております。

③ 損失危険（リスク）管理体制

社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、毎回リスク管理に関する審議・報告を行い、リスクの評価と対応策の検討等を行い、また現場レベルで起こったリスク案件について同委員会に吸い上げる工夫をしております。

④ 効率性確保体制

取締役及び従業員の職務権限を明確にし、権限委譲を適切に図り、取締役の職務の効率性を確保するとともに、取締役会が策定した予算及び中期経営計画に基づき業務運営を行い、全社的な業務の効率化を図っております。また、取締役会付議資料の事前配付、弁護士等専門家に必要に応じ相談する等、取締役の意思決定が適正、適切行われるよう努めております。

⑤ 内部監査の実施

内部監査担当部署は、社内規程、職務権限に基づくけん制機能、コンプライアンス、リスク管理等の観点から、当事業年度において、全部門を対象とした内部監査を実施しております。また、内部監査担当部署、監査役会及び監査法人は、それぞれの監査を踏まえて情報交換を行う等、三者間で連携を図ることにより、三様監査の実効性を高めております。

⑥ 監査役会の監査

監査役会は、監査計画に基づき、内部監査担当部署及び監査法人との連携を図り、内部統制システムの構築・運用状況及び財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の監査を効果的に行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化及び事業拡大に資する製薬会社との共同創薬研究に必要な研究開発費を確保するため、内部留保の充実を図ることが重要であると考え、設立以来、無配を継続しております。

財務体質の強化及び事業拡大を目的とした内部留保の充実を当面の優先事項としたうえで、当面は剰余金の配当等の実施を予定しておりません。

取締役会において、経営成績、財政状態及び事業展開を勘案し、総合的に判断してまいります。

## 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,629,208</b> | <b>流動負債</b>     | <b>79,892</b>    |
| 現金及び預金          | 1,549,111        | 未払金             | 24,464           |
| 売掛金             | 59,070           | 未払法人税等          | 2,850            |
| 貯蔵品             | 16,318           | 前受金             | 26,143           |
| 前渡金             | 1,522            | その他             | 26,434           |
| 前払費用            | 1,645            |                 |                  |
| その他             | 1,539            | <b>負債合計</b>     | <b>79,892</b>    |
| <b>固定資産</b>     | <b>26,323</b>    | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>23,645</b>    | <b>株主資本</b>     | <b>1,575,639</b> |
| 工具器具備品          | 122,718          | 資本金             | 90,000           |
| 減価償却累計額         | △ 99,072         | 資本剰余金           | 1,452,590        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,414</b>     | 資本準備金           | 1,364,999        |
| ソフトウェア          | 440              | その他資本剰余金        | 87,591           |
| 特許権             | 973              | <b>利益剰余金</b>    | <b>33,048</b>    |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,263</b>     | その他利益剰余金        | 33,048           |
| 差入保証金           | 1,067            | 繰越利益剰余金         | 33,048           |
| その他             | 196              |                 |                  |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>1,575,639</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,655,531</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>1,655,531</b> |

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

〔自 2023年 1月 1日  
至 2023年 12月 31日〕

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |         |
|--------------|---------|---------|
| 事業収益         |         | 360,356 |
| 事業費用         |         |         |
| 研究開発費        | 136,552 |         |
| 販売費及び一般管理費   | 186,181 | 322,733 |
| 営業利益         |         | 37,623  |
| 営業外収益        |         |         |
| 受取利息         | 14      |         |
| 講義料          | 199     |         |
| その他          | 60      | 275     |
| 営業外費用        |         |         |
| 上場関連費用       | 2,000   | 2,000   |
| 経常利益         |         | 35,898  |
| 税引前当期純利益     |         | 35,898  |
| 法人税、住民税及び事業税 |         | 2,850   |
| 当期純利益        |         | 33,048  |

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

**株主資本等変動計算書**

自 2023年 1月 1日  
至 2023年 12月 31日

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |           |           |           |                     |           |           | 純資産合計     |
|---------------|---------|-----------|-----------|-----------|---------------------|-----------|-----------|-----------|
|               | 資本金     | 資本剰余金     |           |           | 利益剰余金               |           | 株主資本合計    |           |
|               |         | 資本準備金     | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |           |           |
| 当 期 首 残 高     | 90,000  | 1,364,999 | 228,972   | 1,593,971 | △ 141,381           | △ 141,381 | 1,542,590 | 1,542,590 |
| 当 期 変 動 額     |         |           |           |           |                     |           |           |           |
| 欠 損 填 補       |         |           | △ 141,381 | △ 141,381 | 141,381             | 141,381   | -         | -         |
| 当期純利益         |         |           |           |           | 33,048              | 33,048    | 33,048    | 33,048    |
| 当 期 変 動 額 合 計 | -       | -         | △ 141,381 | △ 141,381 | 174,429             | 174,429   | 33,048    | 33,048    |
| 当 期 末 残 高     | 90,000  | 1,364,999 | 87,591    | 1,452,590 | 33,048              | 33,048    | 1,575,639 | 1,575,639 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

**重要な会計方針に係る事項に関する注記**

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

工具器具備品 4年～15年

無形固定資産

定額法によっております。

特許権 8年

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 収益及び費用の計上基準

(収益の計上基準)

当社は、医薬品の研究開発を行っており、共同創薬研究等に基づく契約一時金収入、マイルストーン収入、研究支援金収入及び受託研究収入を得ております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 契約一時金収入

契約一時金収入は、履行義務が充足される一時点であるライセンスを付与した時点で収益を認識しております。

② マイルストーン収入

マイルストーン収入は、契約上定められた履行義務であるマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。

③ ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定された契約対価であり、契約相手先の売上収益等の発生時点で収益を認識することとしておりますが、現時点において当該収益は発生しておりません。

④ 研究支援金収入

研究支援金収入は、契約上定められた収入であるため対象期間にわたり収益を認識しております。

⑤ 受託研究収入

受託研究収入は、受託業務の完了時に収益を認識しております。

**会計方針の変更に関する注記**

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

**会計上の見積もりに関する注記**

該当事項はありません。

**貸借対照表に関する注記**

1. 契約資産

契約資産については、流動資産の「売掛金」に計上しております。契約資産の金額は、**収益認識に関する注記「3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報(1)契約資産及び契約負債の残高等」**に記載しております。

2. 契約負債

契約負債については、流動負債の「前受金」に計上しております。契約負債の金額は、**収益認識に関する注記「3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報(1)契約資産及び契約負債の残高等」**に記載しております。

**損益計算書に関する注記**

該当事項はありません。

**株主資本等変動計算書に関する注記**

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 5,501,314 株 |
|------|-------------|

2. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 611,256株 |
|------|----------|

**税効果会計に関する注記**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 税務上の繰越欠損金 | <u>328,233 千円</u> |
| 繰延税金資産小計  | 328,233 千円        |

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 評価性引当額   | <u>△328,233 千円</u>    |
| 繰延税金資産合計 | <u>          - 千円</u> |

### 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金については、増資により調達しております。当社は、資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しています。デリバティブ取引は実施しておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。  
営業債務である未払金は、概ね1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権については、管理部が取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、利益計画に基づき管理部が月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいる為、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似していることから記載を省略しております。

(注)金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,549,111    | -                   | -                    | -            |
| 売掛金    | 59,070       | -                   | -                    | -            |
| 合計     | 1,608,181    | -                   | -                    | -            |

**収益認識に関する注記**

## 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

| 項目            | 当事業年度   |
|---------------|---------|
| 契約一時金収入       | 150,000 |
| マイルストーン収入     | 99,200  |
| ロイヤリティ収入      | -       |
| 研究支援金収入       | 102,333 |
| 受託研究収入        | 8,600   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 360,133 |
| その他の収益        | 223     |
| 外部顧客への売上高     | 360,356 |

## 2.収益を理解するための基礎となる情報

**重要な会計方針に係る事項に関する注記** 「3.収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

## 3.当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

## (1) 契約資産及び契約負債の残高等

|               | 期首残高   | 期末残高   |
|---------------|--------|--------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 33,033 | 56,320 |
| 契約資産          | 2,750  | 2,750  |
| 契約負債          | 24,420 | 26,143 |

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

**関連当事者との取引に関する注記**

該当はありません。

**1 株当たり情報に関する注記**

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 286円41銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 6円01銭   |

### 重要な後発事象に関する注記

(公募による新株式の発行)

当社は、2024 年 2 月 8 日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2024 年 1 月 5 日及び 2024 年 1 月 23 日開催の取締役会において、新株式の発行を次のとおり決議し、2024 年 2 月 7 日に払込が完了しました。

- (1) 募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)
- (2) 発行する株式の種類及び数 : 普通株式 800,000 株
- (3) 発行価格 : 1 株につき 1,000 円 (注) 1
- (4) 引受価額 : 1 株につき 920 円 (注) 2
- (5) 資本組入額 : 1 株につき 460 円
- (6) 発行価格の総額 : 800,000 千円
- (7) 引受価額の総額 : 736,000 千円
- (8) 資本組入額の総額 : 368,000 千円
- (9) 払込期日 : 2024 年 2 月 7 日
- (10) 資金の用途 : 研究開発費、設備投資資金及び運転資金に充当する予定であります。

(注) 1. 一般募集はこの価格にて行いました。

2. この価額は当社が引受人より 1 株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(第三者割当増資による募集株式発行 オーバーアロットメントの売出しに係る発行)

当社は、2024 年 1 月 5 日及び 2024 年 1 月 23 日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議いたしました。

- (1) 募集方法 : 第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)
- (2) 発行する株式の種類及び数 : 普通株式 120,000 株
- (3) 割当価格 : 1 株につき 920 円
- (4) 資本組入額 : 1 株につき 460 円
- (5) 割当価格の総額(上限) : 110,400 千円
- (6) 資本組入額の総額(上限) : 55,200 千円
- (7) 割当先 : みずほ証券株式会社
- (8) 払込期日 : 2024 年 3 月 12 日
- (9) 資金の用途 : 研究開発費、設備投資資金及び運転資金に充当する予定であります。

計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月9日

株式会社 Veritas In Silico  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

中野敦夫

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

川久保孝之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Veritas In Silicoの2023年1月1日から2023年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月13日

株式会社 Veritas In Silico 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 鈴木 貞 雄 ⑩

監査役（社外監査役） 廣 岡 穰 ⑩

監査役（社外監査役） 若 林 美 奈 子 ⑩